

X 市市立学校における教員不祥事の特徴的傾向*

— 体罰は金曜日，飲酒運転は月曜日 —

大	上	渉**
中	村	知 靖***
小	泉	令 三****
増	田	健 太郎*****

要 旨

本研究の目的は，教職員の不祥事防止に資するため，不祥事案の発生状況や，不祥事案により懲戒処分等が下された教職員の特徴などの把握にある。2006年から2017年までの11年間に，X市の市立学校において懲戒処分等が下された243件の不祥事案を定量的に分析した。その結果，不祥事案の種類が異なれば，発生状況（例えば，発生した月や曜日，場面など）や，被処分教職員の個人属性（例えば，性別や年齢層，担当科目，役職など）も相違することが明らかになった。この結果は，不祥事案の種類によって，発生に至る

* 本研究のデータ分析とその結果の学会発表，および論文発表については，X公共団体教育委員会の許可を得ている。

また，本研究の一部内容は，2019年に立命館大学で開催された日本心理学会第83回大会で発表された。

** 福岡大学人文学部教授

*** 九州大学大学院人間環境学研究院教授

**** 福岡教育大学名誉教授

***** 九州大学大学院人間環境学研究院教授

経緯や状況などの背景，また懲戒処分教職員の人物像も異なっていることを示している。したがって，不祥事防止対策を行う際には，不祥事事案の種類ごとに，その機序等に応じた対策案を検討し，実施することによって，初めて高い実効性が得られるものと考えられる。

キーワード：教育，教職員，不祥事，犯罪，体罰，飲酒運転，わいせつ行為，コンプライアンス

abstract

The purpose of this research is to prevent misconduct among teachers by identifying the incidents of misconduct and the characteristics of teachers who received disciplinary actions for such incidents. From 2006 to 2017, we quantitatively analyzed 243 incidents of misconduct that occurred at public schools in X city and resulted in disciplinary actions. The results showed that the incidents of misconduct varied in terms of their type, occurrence (such as the month and day of the week, and the situation), and the attributes of the teachers who received disciplinary actions (such as gender, age group, school subject in charge, and position). This indicates that the background and circumstances leading to the incidents of misconduct, as well as the characteristics of the teachers who received disciplinary actions, differ depending on the type of misconduct. Therefore, it is believed that to effectively prevent misconduct, appropriate measures should be considered and implemented based on the type of misconduct, rather than taking a one-size-fits-all approach.

Keywords: Education, Faculty, Misconduct, Crime, Corporal Punishment, Drunk Driving, Obscenity, Compliance

2020年、全国の公立学校では4,100名の教育職員に対し懲戒処分（訓告等含む）が下された（文部科学省、2021）。これらの処分手由の大半は、体罰やわいせつ行為、飲酒運転、個人情報の不適切な取扱いなどの不祥事案によるものであった。懲戒処分が下された教職員は、全体のごく一部（教職員全体の0.44％）に過ぎないが、不祥事案が相次いでいることにより、学校や教職員に対する保護者や国民の信頼が揺らぎ、学校教育の基盤そのものに深刻な危機がもたらされている（中央教育審議会、2006；北神、2006）。

教職員の不祥事案とその防止は、市町村や都道府県に留まらず、今や国民全体が関心を寄せる社会的問題となっている。その証左として、国会での審議が挙げられる。令和2年の第201回国会（7月22日、衆院文部科学委員会）では、教職員の不祥事案（児童・生徒へのわいせつ行為）に関して質疑がなされ、翌令和3年の第204回国会では、議員立法により「わいせつ教員対策法（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」）」が成立した。

この法律によって、教職員による児童・生徒へのわいせつ行為の再発を防止するための法的な根拠と枠組みが整備された。しかしながら、この法律は再発防止に主眼を置いているため、わいせつ行為そのものをどれほど抑制できるかは明らかではない。さらに、わいせつ行為以外の不祥事案を防止する法的、制度的な枠組みについては未だ確立してはいない。

現状における不祥事防止策としては、例えば、教職員への啓発パンフレットの配布、模擬事例を用いたグループワーク、チェックリストを用いた問題行動への自己認識促進などが行われている。これらは有効な防止策である可能性はあるが、実際に効果があるかどうかについては明確な根拠がなく、その有効性に関する疑問が残る。したがって、有効な不祥事防止策を展開するためには、科学的な根拠が必要となる。

しかしながら、その拠り所となる教職員の不祥事案に関する学術的研究は、国内外において極めて限られる。教職員による不祥事案は、日本だけで

なく、海外でも社会的問題となっており、Page (2014) によると、イギリス、米国、オーストラリア、インド、中国などでも教職員による不祥事事案 (teacher misbehaviour) に関連する記事が、Huffington Post (米) や Perthnow (豪)、China Daily (中)、Times of India (印) などの国際的メディアに定期的に掲載されていることが報告されている。しかし、これらはいずれも一般紙であるため、実証的な研究に結びついていないことが指摘されている (Page, 2012; Page, 2014; Shakeshaft, 2004)。

現在、教職員による不祥事事案を扱った数少ない研究は、特定の不祥事事案 (例、わいせつ行為や体罰など) に焦点をあてた研究にほぼ限られる。

例えば、教職員による児童・生徒への性的暴力を扱っている研究に Shakeshaft (2004) がある。Shakeshaft によると、米国では中学2年生から高校2年生までの生徒・学生のうち9.6%が、教員からのわいせつ被害を経験しているという。また、米国のわいせつ教員は、中学1年生以下の子どもを対象にする者と、それ以上の子どもを対象にする者の2つに大別され、前者の子どもにわいせつ行為を行う教員については、教育や生徒指導などに熱心で優秀な人物が多いという。矛盾するように思えるが、これは、わいせつな目的を隠し、子どもに接近して手なずけるためには、まず子どもやその保護者から信頼を得る必要がある、そのためには良い教師として認められるように努力していると考えられている。

榊原・森脇 (2011) は、2000年から2009年の10年間のデータを用いて、教職員によるわいせつ行為と、日本全体での同様の行為の発生率を比較した。その結果、教職員によるわいせつ行為は、日本全体のわいせつ行為の発生水準と比べ、1.2倍から1.8倍有意に高いことが示された。また、教員のわいせつ行為の発生水準は、小学校教員よりも中学校教員の方が高いことも示され、その背景には、小学校にはない「部活動」の存在や、知識・技能に優れる教員への「憧れ」、スマートフォンや携帯電話による密室的な生徒指導があると考察

されている。

後藤（2017）は、日本における教職員の児童・生徒に対するわいせつ事件 288 件のオンライン記事をテキストマイニングによって分析した。その結果、被害者である児童・生徒との関係性の程度を示す次元と、被害者である児童・生徒の年齢の高低を示す次元が抽出された。また、これら 2 次元の高低によって、教職員のわいせつ行為は、5 つのわいせつ行為（児童買春、性的交際、一方的性的接触、性的盗撮、性的撮影）に分類されることを明らかにした。

同じく後藤（2018）は、引き続き、教職員の児童・生徒に対するわいせつ事件 603 件のオンライン記事をテキストマイニングによって分析した。その結果、被害者である児童・生徒との関係性の程度を示す次元と、性行為が身体的接触を伴うものかそうでないかの身体距離を示す次元が抽出された。また、これら 2 次元の高低によって、教職員のわいせつ行為は、後藤（2017）と同じく、5 つのわいせつ行為に分類されることが示された。加えて 20 代の教職員は校外で 18 歳未満と性的交際関係を持つ傾向があることや、50 代以降の教職員は校内の生徒に性的接触をする傾向があることなども見出された。

また、教職員による体罰に焦点をあてた研究としては、秋池（1992）や藤田・市川・福場（2016）、藤田・市川・軽部・三村（2018）がある。

秋池（1992）は教員を対象にした大規模な調査結果から、教職経験年数の短い若い教員（教職年数 5 年以内）の方が、ベテラン教員（31 年以上）よりも体罰行使率が高いこと、また教員の担当教科によっても体罰行使経験が異なり（体育：67.4%、国語・英語・数学・社会・理科の 5 教科一括：36.7%、技術・家庭科、職業指導の 3 教科一括：38.6%）、特に体育担当教員の体罰行使率が非常に高いことを報告している。

藤田・市川・福場（2016）は、小学校・中学校・高等学校の保健体育の免許状を保有する 338 名に対し、質問紙調査を行い、体罰を行った経験や体罰を容認する態度などを尋ねた。その結果、全体の約 3 割（29.3%）が過去に体罰を

行った経験があると回答した。また体罰は授業中（32.3%）よりもクラブ活動中（66.5%）に行われることが多く、その理由としては、クラブ活動中における児童・生徒の態度に起因することが半数以上（53.5%）を占め、頻度としては複数回が約5割（48.1%）であった。この研究によって体罰はクラブ活動中における児童・生徒の態度が悪いことに起因して行われやすく、学校現場では依然として体罰が行われている実態が示されている。

藤田・市川・軽部・三村（2018）は、運動部活動を担当する保健体育科教員498名を対象に、「学校現場における体罰などの行為で感じること」「体罰などの行為を低減するためには何が必要か」の2項目について記述調査を行い、回答者の年齢層や担当競技（集団競技か個人競技か）などを考慮して、テキストマイニングを行った。その結果、「あつてはならない」をはじめ、「無意味」「成長の妨げ」「時代錯誤」などの体罰に対する否定的なカテゴリが多く抽出され、体罰否認の教員が多数派であるものの、「体罰容認」の立場の教員が今なお存在することが示されるとともに、体罰の背景には、教員の「指導力不足」や児童・生徒との「信頼関係の欠如」、さらには教員の「精神的不安定」などが示された。

以上のように、わいせつ行為や体罰などのように特定の不祥事案を扱った研究からは、それぞれの不祥事案の態様や特徴に基づいた分類、加害教員と被害児童・生徒の関係性、加害教員の個人的属性や手口などが示されている。

しかしながら、前述のとおり、先行研究のほとんどが、特定の不祥事案に焦点をあてており、それには問題点を深く掘り下げられるというメリットがある一方で、他の種類の不祥事案との比較が困難であり、共通する原因を見落とす可能性が考えられる。また、そもそも不祥事案には様々な種類が存在しており、特定の不祥事案に焦点をあてた対策だけでは十分ではなく、より包括的で重層的な対策が求められている。

そこで、本研究では、複数の種類の教員不祥事案を包括的に取り上げて分

析を行う。具体的には、X 市の市立学校において発生した様々な不祥事案を分析し、それぞれの事案の発生状況や被処分教員の特徴などを把握することで、不祥事案の未然防止に資する基礎的知見を提供することを目的とする。

分 析

分析対象の不祥事案とデータ

2006 年から 2017 年までの 11 年間に、X 市市立学校において発生し、懲戒処分等の対象となった不祥事案 243 件を分析対象とした。これらのデータは X 公共団体教育委員会により収集され、既に匿名加工された状態で提供された。データの分析及び分析結果の学会発表やデータ中の不祥事案の種類については X 公共団体教育委員会の指針や規定などにに基づき予め分類されていた。

分析方法

まず基礎集計を行い、不祥事案の全体的傾向を把握した。次に不祥事案の種類により、発生状況や懲戒処分者等の特徴などに違いがみられるか否かを検証するために、目的変数に「不祥事案の種類」、また説明変数として「発生日」「曜日」「場面」「性別」「年齢」「校種」「役職」「担当教科」などを選択し、2 変数のクロス集計分析（フィッシャーの直接確率法で検定）を行った。なお、分析には、IBM 社の統計処理ソフト「SPSS Stastics23」を用いた。

結 果

X 市における教員不祥事案の全体的傾向

Table1 に全体集計の結果を示す。X 市の市立学校において発生した不祥事案のうち、多かった事案は順に「体罰」(約 52%)、「個人情報紛失・流出」(約

14%),「一般服務義務違反」(約8%)であった。また「わいせつ行為等」は約5%,「飲酒運転」は約1.6%であった。

校種別にみると「中学校」(54.3%)が最も多く、次いで「小学校」(34.6%)であり、最も少ないのは「高等学校」(4.6%)であった。

不祥事案が発生した月は、「6月」(13.6%)が最も多く、次いで「5月」(9.9%),そして「4月」(9.5%)が続いており、4月から6月で全体の33%を占めている。なお、最も少ない月は「2月」(3.3%)であった。

発生曜日は、「金曜日」(20.6%)が最も多く、次に「火曜日」(17.3%),「水曜日」(12.8%)が続いていた。最も少ない曜日は「日曜日」(7%)であった。

発生時間帯は、「16時～19時59分」が最も多く(23.9%),次に「12時～15時59分」(22.2%),そして「8時～11時59分」(21.4%)であり、この3つの時間帯で全体の67.5%を占めている。

発生場面は、最も多いのが「その他出勤途上」(26.7%)である。就業時間帯では、「授業中・執務中」(21%)が最も多く、「休み時間・HR・掃除・給食」(16%),「部活動」(14%)が続く。

発生場所は、「教室等の室内」(30.5%)が最も多く、次に「その他」(20.6%),そして「運動場・体育館・武道場」(14.8%),「その他学校内の場所」(13.2%)の順で多かった。

発覚経緯は、最も多いのが「自己申告」(35.8%)であり、「その他」(29.2%),「保護者からの訴え」(24.3%)が続く。「児童・生徒からの訴え」は最も低い1.6%であった。

懲戒処分者等の性別は、「男性」が圧倒的に多く、全体の約81%を占めており、「女性」は約19%に留まった。懲戒処分者等の年齢は、「50代」(41.6%)が最も多く、次いで「40代」(25.5%),そして「30代」(19.8%)が続く。最も少ないのは「60代」(2.5%)であった。

懲戒処分者等の教員歴は、「21年～30年」(34.6%)が最も多く、「10年以下」

Table 1. X 市市立学校における不祥事事案の集計 (N=243)

変数名		下位項目	n	%	変数名		下位項目	n	%	
不祥事事案の種類	体罰		126	51.9	発覚経緯	児童・生徒からの訴え	4	1.6		
	個人情報紛失・流出		34	14.0		保護者からの訴え	59	24.3		
	一般服務義務違反(職務専念・職務命令等)		19	7.8		同僚からの報告	22	9.1		
	わいせつ行為等		12	4.9		自己申告	87	35.8		
	公金・公物等処理不適正。着服		11	4.5		その他	71	29.2		
	利害関係者との不適切な関係		11	4.5		年齢	20代	26	10.7	
	事務処理不適正		8	3.3			30代	48	19.8	
	セクハラ		6	2.5			40代	62	25.5	
	窃盗		5	2.1			50代	101	41.6	
	飲酒運転		4	1.6			60代	6	2.5	
	発生月	交通事故・違反		4		1.6	性別	男	197	81.1
		暴行・傷害		3		1.2		女	46	18.9
		発生曜日	1月			14	5.8	勤務校	小学校	84
2月				8	3.3	中学校	132		54.3	
3月				16	6.6	高等学校	12		4.9	
4月				23	9.5	特別支援学校	15		6.2	
5月				24	9.9	教員歴	10年以下	61	25.1	
6月				33	13.6		11年～20年	50	20.6	
7月				22	9.1		21年～30年	84	34.6	
8月				14	5.8		31年以上	48	19.8	
9月			21	8.6	雇用形態	正規職員	227	93.4		
10月			16	6.6		臨時的任用職員	16	6.6		
11月			18	7.4	役職	教諭(主幹・指導含む)	187	77.0		
12月			13	5.3		講師	15	6.2		
発生曜日	複数月にまたがる		21	8.6	事務職員	事務職員	3	1.2		
	月		24	9.9		養護教諭	4	1.6		
	火		42	17.3		副校長・教頭・副園長	11	4.5		
	水		31	12.8		学校長・幼稚園長	23	9.5		
	木		21	8.6	担任	小1～3年	25	10.3		
	金		50	20.6		小4～6年	22	9.1		
	土		28	11.5		中1～3年	86	35.4		
	日		17	7.0		高1～3年	5	2.1		
	その他		30	12.3		特別支援学校	10	4.1		
	発生時間帯	0時～7時59分		13	5.3	不明	32	13.2		
8時～11時59分			52	21.4	無	63	25.9			
12時～15時59分			54	22.2	担当教科	英語	11	4.5		
16時～19時59分			58	23.9		数学	15	6.2		
20時～23時59分			10	4.1		理科	25	10.3		
その他(終日など)			22	9.1		社会	12	4.9		
不明			34	14.0		国語	9	3.7		
発生場面	授業中・執務中		51	21.0		全教科(小学校・特支小学部)	55	22.6		
	休み時間・HR・掃除・給食		39	16.0		保健体育	37	15.2		
	放課後		28	11.5	その他	32	13.2			
	部活動		34	14.0	無(管理職, 事務職等)	42	17.3			
	学校行事(修学旅行等)		8	3.3	不明	5	2.1			
	出退勤途上		13	5.3	部活動顧問	サッカー	10	4.1		
	長期休業期間中		5	2.1		バスケットボール	18	7.4		
	その他出勤途上		65	26.7		バレーボール	17	7.0		
発生場所	運動場・体育館・武道場		36	14.8		野球	9	3.7		
	教室等の室内		74	30.5	その他	35	14.4			
	その他学校内の場所		32	13.2	不明	45	18.5			
	自宅		16	6.6	顧問していない	6	2.5			
	宿泊・商業施設		17	7.0	小・特支・幼及び管理職のため無	103	42.4			
	その他		50	20.6						
	不明		18	7.4						

(25.1%), 「11年～20年」(20.6%)の順に続く。

懲戒処分者等の雇用形態は、「正規職員」(93.4%)が圧倒的に多く、臨時的任用職員は6.6%であった。

懲戒処分者等の役職は、最も多いのが「教諭(主幹・指導含む)」であり、全体の77%を占める。次いで多いのが「学校長・幼稚園長」(9.5%)であり、「講師」(6.2%)が続く。

懲戒処分者等の担任は、「中1～3年」(35.4%)が最も多く、次に担任を担当していない「無」(25.9%),そして「不明」(13.2%)や「小1～3年」などが続く(10.3%)。

懲戒処分者等の担当教科で最も多いのは、「全教科(小学校・特別支援学校)」(22.6%)であり、次に「担当無(管理職・事務職)」(17.3%),そして「保健体育」(15.2%)が続く。

懲戒処分者等が担当する部活動については、「小・特支・幼及び管理職のため無」(42.4%),「不明」(18.5%),「その他」(14.4%)の順で多い。しかしながら部活動の顧問をしている者だけの順位では、「バスケットボール」(7.4%),「バレーボール」(7.0%),「サッカー」(4.1%),「野球」(3.7%)であった。

不祥事案別にみた懲戒処分者等の特徴

クロス集計分析を用い、不祥事案別に懲戒処分者等の特徴を検討した(Table2参照)。その結果、不祥事案の種類と、発生日、発生日曜日、発生日間帯、発生場面、発生場所、発覚経緯、懲戒処分者等の年齢層、性別、校種、勤務歴、雇用形態、身分・役職、担任、担当教科、部活動顧問との間に有意な関連性が認められた。そこで、調整済み残差分析を行い、有意差(5%水準)に寄与した下位項目を特定した。その結果を以下に述べる。

不祥事案が「セクハラ」の場合、発生日は「10月」、発生日は「1日～10日」、発生場面は「長期休業期間中」、発覚経緯は「同僚からの報告」の相対的割合

が有意に高かった。

「わいせつ行為等」の場合、発生時間帯が「20時～23時59分」、発生場面は「長期休業期間中」及び「その他出勤途上」、発生場所は「宿泊・商業施設」「自宅」、懲戒処分者等の年齢層は「20代」「30代」、勤務歴は「10年以下」、役職は「講師」「事務職員」、発覚経緯は「その他」の相対的割合が有意に高かった。

「一般服務義務違反」は、発生月は「11月」「複数月にまたがる」、発生曜日は「火」「日」、発生時間帯は「その他（終日など）」「不明」、発生場所は「その他」、懲戒処分者等の年齢層は「50代」、校種は「小学校」、勤務歴は「31年以上」、身分・役職は「学校長・幼稚園長」、担任は「無」、担当教科は「無（管理職、事務職等）」、発覚経緯は「その他」の相対的割合が有意に高かった。

「飲酒運転」の場合、発生月は「4月」、発生曜日は「月」、発生時間帯は「0時～7時59分」、発生場面は「その他出勤途上」、発生場所は「その他」、懲戒処分者等の身分・役職は「副校長・教頭・副園長」、発覚経緯は「その他」の相対的割合が有意に高かった。

「個人情報紛失・流出」の場合、発生月は「3月」、発生曜日は「水」、発生時間帯は「20時～23時59分」「その他（終日など）」、発生場面は「出退勤途上」「その他出勤途上」、発生場所は「自宅」「不明」、懲戒処分者等の性別は「女性」、校種は「特別支援学校」、身分・役職は「養護教諭」「副校長・教頭・副園長」、担任は「小1～3年」「特別支援学校」、担当教科は「不明」、部活動顧問は、「小・特支・幼及び管理職のため無」、発覚経緯は「自己申告」の相対的割合が有意に高かった。

「交通事故・違反」の場合、発生時間帯は「0時～7時59分」「その他（終日など）」、発生場面は「出退勤途上」、発生場所は「その他」、部活動顧問は「サッカー」の相対的割合が有意に高かった。

「公金・公物等処理不適正」の場合、発生月は「複数月にまたがる」、発生曜日は「その他」、発生時間帯は「不明」、発生場所は「不明」、校種は「小学校」、

Table 2. X市市立学校における不祥事案別にみたクロス分析 (N=243)

変数名	下位項目	不祥事案の種類											クラメールのV	フィッシャーの 直接確率検定	
		セクハラ	わいせつ行為等	義務違反	一般服務	飲酒運転	個人情報紛失	交通違反	交通事故	処理不適切	公金・公物等	事務処理不適切			窃盗
発生月	1月	0	0	2	0	4	0	0	2	0	5	0	1	0.29	p<.001
	2月	1	1	1	0	1	0	0	0	0	3	0	1		
	3月	0	1	0	0	6	0	0	2	0	6	0	1		
	4月	0	0	3	2	2	0	0	1	1	13	1	0		
	5月	0	1	0	0	4	1	1	0	0	17	0	0		
	6月	1	1	0	0	2	1	0	0	1	27	0	0		
	7月	0	1	1	0	3	1	0	1	1	13	1	0		
	8月	1	1	1	0	2	0	1	0	0	6	0	2		
	9月	1	2	1	0	2	0	0	0	2	11	0	2		
	10月	2	1	1	0	1	1	0	0	0	9	0	1		
	11月	0	0	4	1	1	0	0	0	0	10	1	1		
	12月	0	1	1	1	3	0	0	0	0	5	0	2		
	複数月にまたがる	0	2	4	0	3	0	0	9	2	0	1	0		
発生曜日	月	0	2	0	2	2	0	0	1	0	15	1	1	.30	p<.001
	火	1	2	7	0	3	0	0	2	0	26	0	1		
	水	0	0	2	0	8	1	0	2	0	17	0	0		
	木	1	0	2	0	5	0	0	0	0	13	0	0		
	金	2	3	1	1	3	1	1	0	2	34	1	1		
	土	1	1	0	1	3	1	1	1	1	12	1	5		
	日	0	2	4	0	2	1	0	0	1	7	0	0		
	その他	1	2	3	0	8	0	9	2	0	2	0	3		
	発生時間帯	0時～7時59分	0	0	0	4	3	3	0	1	0	2	0		
8時～11時59分		1	1	1	0	5	1	0	0	1	42	0	0		
12時～15時59分		2	2	1	0	2	0	0	2	0	44	0	1		
16時～19時59分		2	4	5	0	5	0	0	2	4	29	2	5		
20時～23時59分		0	3	0	0	4	0	0	0	0	2	1	0		
その他(終日など)		0	0	6	0	9	0	2	2	0	0	0	3		
不明		1	2	6	0	6	0	9	1	0	7	0	2		
発生場面	授業中・執務中	0	1	5	0	3	0	4	6	0	32	0	0	.41	p<.001
	休み時間・HR・掃除・給食	2	1	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0		
	部活動	0	0	4	0	0	0	2	0	0	28	0	0		
	放課後	0	0	0	0	1	0	0	2	0	25	0	0		
	学校行事(修学旅行等)	0	0	2	0	1	0	0	0	0	5	0	0		
	出退勤途上	0	1	0	0	7	3	0	0	1	0	1	0		
	その他出勤途上	3	7	8	4	20	1	5	0	4	0	2	11		
	長期休業期間中	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
発生場所	教室等の室内	2	2	3	0	1	0	2	5	1	58	0	0	.45	p<.001
	運動場・体育館・武道場	1	0	1	0	0	0	0	0	0	34	0	0		
	その他学校内の場所	0	0	1	0	3	0	0	0	0	28	0	0		
	宿泊・商業施設	1	3	3	0	4	0	0	0	2	0	1	3		
	自宅	0	3	2	0	8	0	1	0	0	0	0	2		
	その他	2	4	9	4	11	4	0	1	2	5	2	6		
	不明	0	0	0	0	7	0	8	2	0	1	0	0		
発覚経緯	自己申告	0	0	1	1	23	3	0	2	1	55	1	0	.41	p<.001
	児童からの訴え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0		
	保護者からの訴え	2	4	1	0	3	0	0	2	0	47	0	0		
	同僚からの報告	2	1	3	0	1	0	0	1	0	14	0	0		
	その他	2	7	14	3	7	1	11	3	4	6	2	11		

注) 太字の数字は、残差分析の結果、有意に出現頻度高いもの

X 市市立学校における教員不祥事の特徴的傾向
(大上・中村・小泉・増田)

— 287 —

変数名	下位項目	不祥事案の種類											クラメールのV	フィッシャーの 直接確率検定	
		セクハラ	わいせつ行為等	義務違反	一般服務	飲酒運転	個人情報紛失	交通違反	処理不公正	公金・公物等	事務処理不公正	窃盗			体罰
年齢層	20代	2	4	0	0	4	1	0	0	2	13	0	0	.30	p<.001
	30代	0	5	0	0	3	1	0	0	0	39	0	0		
	40代	1	1	1	1	9	1	5	3	1	31	3	5		
	50代	3	2	17	3	17	1	6	4	2	41	0	5		
	60代	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	1		
性別	男性	6	12	16	4	17	2	8	8	4	110	3	7	.39	p<.001
	女性	0	0	3	0	17	2	3	0	1	16	0	4		
勤務校	小学校	2	4	11	2	13	2	7	2	4	31	1	5	.36	p<.001
	中学校	3	6	7	2	13	1	3	2	0	88	1	6		
	高等学校	0	0	0	0	1	0	0	4	0	6	1	0		
	特別支援学校	1	2	1	0	7	1	1	0	1	1	0	0		
勤務歴	10年以下	2	7	0	0	8	2	0	0	2	40	0	0	.29	p<.001
	11年～20年	0	1	1	1	7	1	4	3	0	31	1	0		
	21年～30年	3	3	10	3	12	0	5	2	2	37	2	5		
	31年以上	1	1	8	0	7	1	2	3	1	18	0	6		
雇用形態	正規職員	6	7	19	4	31	4	11	8	4	119	3	11	.35	p<.05
	臨時的任用職員	0	5	0	0	3	0	0	0	1	7	0	0		
身分・役職	教諭(主幹・指導含む)	4	6	9	3	24	3	5	4	4	117	2	6	.38	p<.001
	講師	0	4	0	0	3	0	0	0	1	7	0	0		
	養護教諭	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0		
	副校長・教頭・副園長	1	1	1	1	4	0	2	0	0	0	0	1		
	学校長・幼稚園長	1	0	8	0	1	0	3	4	0	2	0	4		
	事務職員	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0		
担任	小1～3年	0	3	0	0	7	1	1	0	3	10	0	0	.33	p<.001
	小4～6年	1	1	1	1	3	0	0	0	0	15	0	0		
	中1～3年	2	5	1	1	5	0	2	0	0	69	1	0		
	高1～3年	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0		
	特別支援学校	1	1	1	0	5	0	0	0	1	1	0	0		
	無	2	2	11	2	11	2	6	4	1	16	1	5		
	不明	0	0	5	0	2	1	2	3	0	13	0	6		
担当教科	英語	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6	1	2	.28	p<.001
	数学	1	1	0	0	1	1	1	0	1	8	0	1		
	国語	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	1		
	理科	0	2	2	1	2	0	0	0	0	18	0	0		
	社会	0	0	1	0	1	0	2	1	0	7	0	0		
	保健体育	0	1	2	0	1	0	0	0	0	32	1	0		
	全教科(小学校・特支小学部)	1	5	1	1	11	2	1	0	4	29	0	0		
	その他	1	2	0	0	5	0	1	3	0	17	0	3		
	無(管理職、事務職等)	2	1	10	2	9	1	6	4	0	2	1	4		
	不明	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0		
部活動顧問	野球	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	.25	p<.005
	サッカー	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	0	0		
	バスケットボール	0	0	3	0	0	0	0	0	0	15	0	0		
	バレーボール	0	1	1	0	2	0	1	0	0	12	0	0		
	その他	1	4	0	1	2	0	2	1	0	24	0	0		
	顧問していない	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	1	0		
	小・特支・幼及び管理職のため無	4	6	12	2	21	3	8	4	5	31	1	6		
	不明	1	1	3	0	8	0	0	3	0	23	1	5		

注) 太字の数字は、残差分析の結果、有意に出現頻度高いもの

身分・役職は「副校長・教頭・副園長」「学校長・幼稚園長」「事務職員」, 担任は「無」, 担当教科は「社会」「小・特支・幼及び管理職のため無」, 部活動顧問は「小・特支・幼及び管理職のため無」, 発覚経緯は「その他」の相対的割合が有意に高かった。

「事務処理不適正」の場合, 発生月は「1月」「3月」, 発生場面は「授業中・執務中」, 発生場所は「教室等の室内」, 校種は「高等学校」, 身分・役職は「学校長・幼稚園長」, 担任は「高1～3年」「不明」, 担当教科は「その他」「無（管理職, 事務職等）」の相対的割合が有意に高かった。

「窃盗」の場合, 発生月は「9月」, 発生時間帯は「16時～19時59分」, 発生場面は「その他出勤途上」, 年齢層は「20代」, 校種は「小学校」, 担任は「小1～3年」, 担当教科は「全教科（小学校・特支小学部）」, 発覚経緯は「その他」の相対的割合が有意に高かった。

「体罰」の場合, 発生月は「5月」「6月」, 発生日は「21日～31日」, 発生曜日は「金」, 発生時間帯は「8時～11時59分」「12時～15時59分」, 発生場面は「休み時間・HR・掃除・給食」「部活動」「放課後」, 発生場所は「教室等の室内」「運動場・体育館・武道場」「その他学校内の場所」, 懲戒処分者等の年齢は「30代」, 性別は「男性」, 校種は「中学校」, 身分・役職は「教諭」, 担任は「中1～3年」, 担当教科は「理科」「保健体育」, 部活動顧問は「野球」「サッカー」「バスケットボール」「その他」, 発覚経緯は「自己申告」「保護者からの訴え」の相対的割合が有意に高かった。

「利害関係者との不適切な関係」の場合, 発生曜日は「土」, 発生時間帯は「その他（終日）」, 発生場面は「その他出勤途上」, 発生場所は「宿泊・商業施設」「その他」, 勤務歴「31年以上」, 身分・役職は「学校長・幼稚園長」, 担任「不明」, 担当教科「英語」, 部活動顧問「不明」, 発覚経緯「その他」の相対的割合が有意に高かった。

考 察

本研究は、教職員の不祥事防止対策に資するため、不祥事案の発生状況や不祥事案を起こした教職員（懲戒処分者等）の特徴などを把握することを目的として行われた。X 市の市立学校において、2006 年から 2017 年までに発生した不祥事案 243 件を対象に、不祥事案の種類別に発生状況や懲戒処分対象者の個人属性をクロス集計分析した。

その結果、不祥事案の種類が異なれば、発生月や発生曜日、発生場面、発生場所などの発生状況や、懲戒処分者等の性別や年齢層、担当科目、役職などの個人属性も相違することが明らかになった（Table2 参照）。

この結果は、不祥事案の種類により、発生に至る経緯や機序、また懲戒処分対象者の人物像が異なっており、実効性の高い不祥事防止対策を行うには、不祥事案の種類ごとに検討する必要があることを示唆している。これ以降、主な不祥事案である、体罰、わいせつ行為、個人情報紛失、及び飲酒運転に焦点をあて、それらの特徴について考察する。

まず、X 市において最も多く発生した不祥事案である体罰については、発生場面及び発生場所からみて、学校生活のあらゆる場面で発生するといえる。体罰を行った教職員には、中学校に勤務する 30 代の男性教諭が多いことから、少なくとも X 市においては、体罰は比較的若い男性教員によって行われているといえる。

体罰により処分された教職員の多くは、保健体育を担当しており、運動部活動（野球、サッカー、バスケットボール）の顧問をしている。この知見は、若い教員や体育担当教員の体罰行使率が高いことを報告した秋池（1992）や、体罰は授業中よりも部活動中に行われることが多いことを報告した藤田・市川・福場（2016）ともほぼ整合している。加えて、本研究では、理科の教員による体罰が多いことも示された。そのひとつの理由として、理科の授業では実験が

行われることが挙げられる。1974年から2013年までの30年間に小学校の理科実験で発生した事故を調査した春日・森本（2016）は、「燃焼の仕組み（6年生）」「水溶液の性質（6年生）」「金属，水，空気と温度（4年生）」の単元で多くの事故が発生しており，これらの単元の授業中に教員が「危ない」と感じやすいこと，さらに水素の発生実験では爆発の危険性もあるため，教員が「不安を感じながら実験を行っていた」ことなどが報告されている。これらのことから，理科実験中のトラブルに敏感に反応する教員もいることが示唆され，児童・生徒の悪ふざけなどに対し過剰に反応し，体罰につながった可能性があると考えられる。

X市における体罰のその他の特徴として，金曜日に発生しやすい傾向がみられる。金曜日に発生しやすい理由は，少なくとも2つ考えられる。まずひとつは，金曜日は月曜日からの連続勤務によって教職員の疲労が心身ともに蓄積していることである。疲労は易怒性を高め，些細な出来事に対しても怒りやすく（下園，2022），攻撃的な反応となり，体罰が行われやすくなると考えられる。もう一つの理由は部活動に関連する。学期中，部活動の大会や練習試合は，土曜日・日曜日に開催されることが多い。そのため，その直前にあたる金曜日は指導に熱が入ってしまい，行き過ぎた指導が行われ，体罰が発生しやすくなることも考えられる。これら2つの理由の妥当性はともかくとして，金曜日に体罰が発生しやすいという知見は，朝会などでの効果的な注意喚起に活用できるかもしれない。金曜日の朝会で「統計的にみて，金曜日は体罰が起りやすいことが明らかになっていますので，先生方は十分に気をつけてください」と伝える。先行して呈示された情報（プライミング刺激）は，その後の判断や行動に影響を及ぼすことが知られている（プライミング効果）。つまり，朝会での注意喚起がプライミング刺激として機能し，その日の体罰が抑制される可能性がある。

次に，わいせつ行為等については，プライベートな時間帯や空間，つまり勤

務時間外に、被処分者の自宅や校外の宿泊・商業施設などで発生する傾向がある。このため、機会的・環境的な手段による統制が難しく、未然の防止が難しい不祥事案であるといえる。

わいせつ行為の被処分者は、勤務歴が10年以下の20代・30代の若い講師や事務職員が多い。彼らに多い理由について明確な根拠をもって説明することは難しいが、講師などの臨時的任用教員は、正規な教員採用選考を経ず、また体系的な研修を受けていないことが多いため、彼らの学校運営能力や教育内容の質の向上・維持には懸念が示されている(文部科学省, 2012)。したがって、講師や事務職員に対して、わいせつ行為防止に関する研修の受講や、臨時的任用教員の採用抑制などがわいせつ行為を抑制する具体的対策の糸口になり得るものと考えられる。

続いて、個人情報の紛失については、発生時間帯(就業時間外の20時～23時59分)や発生場面(出退勤途上や自宅)からみて、校内ではなく、帰宅途中・自宅内で発生する不祥事案であると考えられる。年間を通じた発生時期をみると、相対的に3月に多く発生している。3月は、学期末・学年末であるとともに、卒業式や人事異動なども控えており、多忙な時期であるため、自宅への持ち帰り残業も多くなる。したがって、3月は個人情報の紛失が発生しやすい時期であるとも考えられる。この不祥事案に関して特筆すべきこととして、女性教員の働き方と密接に関連していることが挙げられる。個人情報の紛失による被処分者は男性教員よりも女性教員の方が多く、その理由としては女性教員の方が持ち帰り仕事の時間が多い(小畑, 2014; 高島, 2021; 東京大学, 2007)ことが考えられる。小畑(2014)や高島(2021)によると、女性教員は男性教員よりも時間外勤務時間は短いものの、家族的責任(子育て, 家事, 介護など)のために早く帰宅せねばならず、必然的に仕事を自宅に持ち帰らざるを得ないとされている。したがって、個人情報の紛失には、女性教員が仕事と生活を両立させるために生じているという側面もある。個人情報の紛失事案の

再発防止策では、研修による教員の倫理的・道徳的意識の向上や、USBメモリの使用禁止、ないしは校外への持出し禁止などが行われることが多い。しかしながら、根本的に解決するには、女性教員の働き方を改革することがなによりも求められる。

最後に、飲酒運転に関する特徴として、その処分対象者には、立場上、教職員を管理・監督する副校長・教頭・副園長が多いことが挙げられる。また、その発生状況は出勤途中に多いことから、本人には酔いの自覚はないものの、実際には体内にアルコールが残っている「酒気残り運転」で発覚・検挙されたケースが多いことが示唆される。発生曜日に月曜日が多いことも、休日の飲酒・深酒による酒気残りが影響しているものと推測される。

松下（2011）によれば、飲酒運転者の多くは、飲酒の仕方そのものに問題を抱えているとされる。2008年に全国の成人7500名を対象にした飲酒運転に関する調査では、飲酒運転の経験がある者は、飲酒を始めた年齢が若く、飲酒頻度も、1回あたりの飲酒量も多い。また、飲酒運転をした理由として「飲酒量が少ないので大丈夫だと思った」「飲酒からの時間がたっていた」「目的地が近かった」「事故を起こさない自信があった」などを挙げている。つまり、飲酒運転を行う背景には、習慣的な多量飲酒に加え、飲酒運転に対する認識の甘さや、運転技能に対する過剰な自信などがあると考えられる（松下、2011）。以上のことから、飲酒運転を行うリスクが高い教職員については、長期にわたる飲酒習慣や多量飲酒者、また飲酒による運転への影響や法令遵守の認識が欠けている者が多いと考えられる。

これまでに述べてきたように、教員による不祥事事案は様々な背景や原因があり、その発生機序も多岐に渡ることが本研究から示された。これらの不祥事事案に対して、効果を発揮しうる万能な防止策があるわけではなく、それぞれの事案の特徴や背景に応じた個別の防止策を多層的・重層的に講じる必要がある。

例えば、個人情報紛失事案については、教員の倫理的・道徳的問題に焦点が当てられ、研修による倫理的・道徳的意識の向上などによって再発防止が図られる傾向がある。しかしながら、個人のモラルに頼った対策以外にも、職場や自宅から自由にアクセス可能で、かつ堅牢なセキュリティを備えた全庁的なクラウドシステムの整備や、教員の業務内容や負荷の軽減、労働環境の改善などからなる働き方改革のような、構造的問題の解決が求められる。

特に、決定的な対策がない、学校外で発生する不祥事案（飲酒運転や商業施設における盗撮など）に対しては、多層的・重層的な対策が必須となる。具体的には、採用段階における経歴確認や面接・適性検査などに基づくスクリーニングの強化や、不祥事案の原因となる教員の個人的・心理的要因の改善に焦点を当てた研修プログラムの開発・実施（今井・佐渡，2017）、また不祥事案の徴候となる態度や言動・行動を集積・分析をし、それに基づく事前介入（読売新聞，2019）などが求められる。

教員の不祥事案には単純な「特効薬」のような解決策は存在せず、不祥事案の種類に応じた多層的・重層的な対策を実施することが、最も効果的な防止策であるといえるだろう。

引用文献

- 秋池宏美（1992）教師の体罰意識と学校関係 牧柁名・今橋盛勝・林量俣・寺崎弘昭（編）懲戒・体罰の法制と実態 学陽書房 pp.109-125.
- 中央教育審議会（2006）今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1336998.htm（2022年9月19日）
- 藤田主一・市川優一郎・福場久美子（2016）学校現場における保健体育教員の体罰に關する態度の研究 応用心理学研究, 41(3), 290-298.

- 藤田主一・市川優一郎・軽部幸浩・三村覚（2018）学校現場における体罰防止に関する検討—保健体育科教員を対象として— 応用心理学研究, 44(1), 83-84.
- 後藤和史（2017）教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析. 瀬木学園紀要, (11), 100-110.
- 後藤和史（2018）教職員のわいせつ行為のニュース記事のテキストマイニングによる分析(2) 年代コホートと時季との関連— 瀬木学園紀要, 12, 3-13.
- 今井由樹子・佐渡忠洋（2017）教員不祥事に対する小学校長の意識調査：不祥事防止プログラム構築へ向けた仮説生成の試み 常葉大学健康プロデュース学部雑誌, 11(1), 97-105.
- 春日光・森本弘一（2016）過去 30 年間の小学校理科実験事故の傾向に関する研究. 理科教育学研究, 57(1), 11-18.
- 北神正行（2006）「教職員の問題行動：(1) 性に関する問題・学校セクハラ, (2) 教師の不祥事」 下村哲夫（監修）『事例解説 事典 学校の危機管理 第2版』, 教育出版, pp.511-533
- 松下幸生（2011）飲酒運転を起こすドライバーの特徴について 日本アルコール・薬物医学会雑誌, 46(1), 29-40.
- 文部科学省（2012）非正規教員の任用状況について Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/084/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2012/06/28/1322908_2.pdf (2022 年 10 月 23 日)
- 文部科学省（2021）令和 2 年度公立学校教職員の人事行政状況調査について Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00005.htm (2022 年 9 月 19 日)
- 小畑雅子（2014）ディーセント・ワークと日本の教員の労働実態（特集 ジェンダー・セクシュアリティの視点から教育課程・教育実践を創る）—(世界の動向). 民主教育研究所年報, 15, 13-21.
- Page, D. (2012) Teacher misbehaviour: An analysis of disciplinary orders by the General Teaching Council for England. *British Educational Research Journal*, 39 (3), 545-564.
- Page, D. (2014) Managing serious teacher misbehaviour. *School Leadership & Management*, 34(3), 269-283.

- 榊原禎宏・森脇正博 (2011) 教員は健康に働いているか：教員による「わいせつ行為」に関する追試的研究 京都教育大学紀要, (120), 1-10.
- Shakeshaft, C. (2004). Educator sexual misconduct A synthesis of existing literature (U.S. Department of Education Document No. 2004-09). Washington, DC: U.S. Department of Education.
- 下園壮太 (2022) 自衛隊メンタル教官が教える イライラ・怒りをとる技術 朝日新聞 出版社
- 高島裕美 (2021) 北海道の女性教員の働き方の特徴とその変容「両立」負担と同僚関係の変化に焦点を当てて 教育学の研究と実践, 15, 31-40.
- 東京大学 (2007) 教員勤務実態調査 (小・中学校) 報告書 (平成 18 年度文部科学省委託調査研究報告書) Retrieved from <https://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail.php?id=3261> (2022 年 11 月 6 日)
- 読売新聞 (2019) 教職員の問題兆候 共有へ 県教委 不祥事相次ぎ対策 2019 年 11 月 29 日 東京朝刊